

令和4年 第7回 農業委員会総会

日時 令和4年7月25日 (月) 午後3時00分

場所 糸満市役所 3 - C 会議室

農業委員

会長 国吉 真昭 代理 大本 秀子 1番 大城 真由美 2番 山城 学
3番 久保田 政子 4番 百次 成仁 5番 杉本 雄靖 6番 山城 弘美
7番 長嶺 安浩 8番 宮里 良淳 9番 玉城 正智 10番 金城 義幸

農地利用最適化推進委員

1番 長嶺 栄 2番 金城 正弘 3番 長嶺 淳二 4番 大城 久
5番 賀数 宏 6番 伊敷 幸隆 7番 幸地 豊 8番 我謝 久男
9番 伊礼 幸清 10番 新垣 芳隆 11番 山城 隆次 12番 山城 満
13番 志茂 政安 14番 安谷屋健治

【欠席委員】

大本 秀子 百次 成仁

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 国吉 孝 金城 伊作

【議事録署名人】

1番 農業委員 大城 真由美 2番 農業委員 山城 学

【議事日程】

- 日程第1 議案第29号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
- 日程第2 議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第33号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
- 日程第7 議案第34号 令和4年度最適化活動の目標設定について

令和4年第7回 総会 議事録

事務局	これより令和4年第7回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしくお願ひします。
会長	<p>【開会のあいさつ】</p> それでは令和4年第7回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は1番農業委員の大城真由美さんと2番農業委員の山城学さんで願ひします。次回調査委員は、3番農業委員の久保田政子さん、4番農業委員の百次成仁さん、8番推進委員の我謝久男さんで願ひします。
	<p>【議事日程】</p> 日程第1 議案第29号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について(17件) 日程第2 議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(16件) 日程第3 議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(1件) 日程第4 議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(3件) 日程第5 議案第33号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について(2件) 日程第6 議案第34号 令和4年度最適化活動の目標の設定について
	<p>【議題の審議】</p> それでは審議に入ります。議案第29号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について事務局説明願ひします。
事務局	それでは、2ページをお開き下さい。農業経営基盤強化法利用権設定について4-17~4-33まで読み上げて説明。
会長	只今の案件について、疑問質問があればよろしく願ひします。
委員	2ページですが、原野、山林があるが現況が畑だから出したのか？

事務局	確認したところ、今現在、原野と山林ではあるが、開墾し畑として利用するため申請したとの事。
会長	他に？ 質問等なければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか？
事務局	異議なし。
会長	只今の案件可とします。次議案第 30 号について事務局説明をお願いします。
事務局	<p>それで 8 ページをお開き下さい。1 番と 2 番は関連します、1 番は真栄里と名城の各 1 筆で贈与による所有権移転であります。2 番は真栄里の 1 筆で売買による所有権移転であります。3 番と 4 番は関連します。3 番は国吉の 2 筆で売買による所有権移転であります。4 番は国吉の 1 筆で売買による所有権移転であります。5 番は小波蔵と糸洲の各 1 筆で売買による所有権移転であります。6 番と 7 番は関連します。6 番は真壁の 1 筆で贈与による所有権移転であります。7 番は真壁の 5 筆で贈与による所有権移転であります。8 番は束里の 2 筆で 5 年間の賃借権の設定であります。9 番は伊原の 3 筆で 3 年間の使用貸借権の設定であります。10 番は米須の 1 筆で売買による所有権移転であります。11 番は大里の 1 筆で贈与による所有権移転であります。12 番は国吉の 3 筆で売買による所有権移転であります。13 番は座波の 1 筆で贈与による所有権移転であります。14 番は大里の 1 筆で売買による所有権の移転であります。15 番は大度の 2 筆で売買による所有権移転であります。16 番は大里の 1 筆で売買による所有権移転であります。以上です。</p>
会長	<p>只今の案件について疑問質問があればよろしくお願いします。 質問がなければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし。
会長	議案第 30 号は可とします。次に議案第 31 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明を。
事務局	13 ページをお開き下さい。4 条は 1 件です。喜屋武の 1 筆で農地区分は第 2 種農地で農家住宅への転用であります。以上です。

会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	14 ページをお開き下さい。申請地は四方を住宅地に囲まれた第 2 種農地であるため、農家住宅への転用は問題無いものと判断しました。
会長	只今の案件について、疑問質問等があればよろしくをお願いします。 時間をおいて、質問なければ只今の案件可としてよいでしょうか？
事務局	異議なし。
会長	議案第 31 号は可とします。次に議案第 32 号について、説明願います。
事務局	17 ページをお開き下さい。農地法第 5 条について 1 番 大度の 2 筆で農地区分は第 1 種農地であります。売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。2 番 新垣の 2 筆で農地区分は第 1 種農地であります。売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。3 番 賀数の 1 筆で農地区分は第 2 種農地であります。売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	報告します。18 ページをお開き下さい 大度についてですが、周りは住宅地に囲まれております、第 1 種農地であります、原則不許可であります、不許可の例外、集落接続に該当するため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。次 20 ページをお開き下さい。新垣の 2 筆の申請ですが、宅地及び畑に囲まれた第 1 種農地であります、不許可の例外、集落接続に該当するため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。次に 22 ページをお開き下さい。賀数であります。申請地は宅地及び山林・原野並びに雑種地に囲まれた第 2 種農地であるため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。皆様のご審議をお願いします。
会長	只今の案件について、意見や疑問質問があればどうぞ。 時間を置いて、只今の案件可としてよいでしょうか。
委員	異議なし。

会長	議案第 32 号は可とします。次に議案第 33 号について説明願います。
事務局	それでは、24 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 2 件を読み上げて説明。
会長	只今の案件について、同意としてよいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	27 ページ議案 34 号、令和 4 年度最適化活動の目標の設定について、事務局説明を願います。
事務局	最適化活動の成果目標の集積について、以前決めた数値を（平成 29 年度の指針）を読み上げて説明。次に活動日数については、今までの平均値で月 3 日を設定しております。
会長	一日当たりの活動日数 3 日に設定予定ですが、これに対し何かありませんか？
委員	この活動用紙の両面に 4 日書けるが、この内 3 日以上やればよいのか？
事務局	その通りです。
会長	活動日数を 3 日と設定しますが、それでよろしいでしょうか？
委員	異議なし。
	以上で本日の総会を終了いたします。
	議事録署名人
	1 番 農業委員 文城真由美
	2 番 農業委員 山崎孝